

## 「2025年日本国際博覧会 開幕に向けた広報支援業務」にかかる企画および提案 公募要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「当協会」という。）は、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開幕に向けて、①広報業務遂行に必要な初期準備を行うことにより、円滑な広報業務の実現、②メディアとの良好な関係を構築することにより、メディアを通じた大阪・関西万博の情報発信を促進し、大阪・関西万博に対する認知獲得、興味関心の喚起、好意度向上、理解度向上を実現し、入場チケットの増売、来場促進につながる機運醸成、これらを目的とし、広報・PRに関する知識やノウハウ等を活用し、より効果的な施策を実施するため公募型プロポーザルにより事業者を募集する。

### 1. 業務名称

2025年日本国際博覧会 開幕に向けた広報支援業務

### 2. 業務概要

仕様書のとおり

※「仕様書」は当協会に、仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（様式1）、参加表明書（様式2）、参加資格保持誓約書（様式3）を電子メール（media@expo2025.or.jp）にて提出した事業者に開示します。

### 3. 委託上限額

18,200千円（税込）

なお、様式4「応募金額提案書」の内、①の価格を2,200千円（税込）、②の価格を3,000千円（税込）、③の価格を13,000千円（税込）以内とすること。

### 4. スケジュール

2025年1月23日（木） 公募開始・仕様書等提供申込受付開始・質問受付開始  
2025年1月30日（木） 仕様書等提供申込受付締切  
2025年2月5日（水） 17時まで 質問受付締切  
2025年2月6日（木） 質問回答  
2025年2月13日（木） 提案書類提出締切  
2025年2月中旬ごろ 選定委員会  
2025年2月中旬ごろ 審査結果通知・最優秀事業者公表  
2025年2月下旬ごろ 契約締結  
2025年4月30日（水） 業務終了（予定）

## 5. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。なお、共同企業体で参加する場合にあっては、構成員全員が次に掲げる要件のすべてを満たすこと。(ただし、(5)は共同企業体の構成員のいずれかが満たしていればよい。)

また、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア. 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
  - イ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 本業務の公募開始の日から過去20年以内に、次に掲げるいずれかの履行実績を有すること。
  - ア 次の①及び②の経験を有すること。
    - ① BIEの承認のもと国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会や国際的大規模イベント（オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップなどの国際的スポーツイベント）、又は5か国以上の各国大臣級以上の要人が参加する国際会議の広報、PR関連業務において受託経験を有すること。
    - ② BIEの承認のもと国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会や国際的大規模イベント（オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップなどの国際的スポーツイベント）、又は5か国以上の各国大臣級以上の要人が参加する国際会議において、メディアキット関連業務の従事経験を有すること
  - イ 上記の実績に相当する経験を有すること。
- (6) 応募前に当協会に仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（様式1）、参加表明書（様式2）、参加資格保持誓約書（様式3）を提出していること。
- (7) 共同企業体に係る事項
  - ア. 業務形態  
構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないようにすること。
  - イ. 代表者要件  
代表者は指名を受けた構成員とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

## 6. 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する事業者の受付手続等は、以下のとおり。

上記「5. 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布

① 配布期間

2025年1月23日(木)から2025年1月30日(木)まで

② 配布方法

協会ホームページからダウンロードすること。(郵送による配布は行わない。)

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

※仕様書等の提供は、仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書(様式1)、参加表明書(様式2)、参加資格保持誓約書(様式3)の提出後に電子メールにて配布する。

(2) 仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書(様式1)等の受付

① 受付期間

2025年1月23日(木)から2025年1月30日(木)まで

② 提出方法

電子メール(送信先: media@expo2025.or.jp)により提出すること。

※件名に「【仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書】2025年日本国際博覧会 開幕に向けた広報支援業務」と明記し、仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書(様式1)、参加表明書(様式2)、参加資格保持誓約書(様式3)に記入・押印の上、PDFファイルにより提出すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。

また、電子メール送信後、必ず次の電話番号(06-6625-8654)あてに受信の確認を行うこと。(土・日・祝日を除く10時から17時まで(12時から13時までを除く))

※共同企業体で参加を予定する場合は、代表構成員となる予定の者が提出すること。

(3) 応募書類の受付

① 受付期間

2025年1月23日(木)から2025年2月13日(木)17時まで

② 応募書類の提出方法

下記の宛先へ持参もしくは郵送により提出すること。(上記期間に必着のこと。)

宛先: 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 広報・プロモーション局  
広報部 広報企画課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎 43階

また、提出の際は、持参もしくは郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信すること。(送信先: media@expo2025.or.jp)

※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話を掛け着信の確認を行うこと。

(電話番号: 06-6625-8654)

※土曜日、日曜日及び祝日を除く10時から17時まで。(12時から13時を除く)

(4) 費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とする。

(5) 下記の書類について、それぞれ指定する形式で提出すること。なお、副本については事業

者名、社章等提案事業者が特定できる内容の記入を削除すること。

**【仕様書等開示に必要な書類】**

- ① 仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（様式1）
- ② 参加表明書（様式2）
- ③ 参加資格保持誓約書（様式3）

**【応募時に必要な書類】**

- ① 企画提案書（A4用紙、様式自由：原本1部、副本10部、副本の電子媒体）
- ② 応募金額提案書（様式4：原本1部、副本10部）
- ③ 事業実績申告書（様式5：原本1部、副本10部）  
※上記「5. 公募参加資格（5）」に該当する履行実績を詳細に記載すること。
- ④ 共同企業体届出書（様式6：原本1部）※共同企業体で参加の場合
- ⑤ 共同企業体協定書（写し）（様式7：原本1部）※共同企業体で参加の場合
- ⑥ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式8：原本1部）  
※共同企業体にて参加する場合は、全ての構成員が提出すること。

**【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】**

下記の書類については、郵送または持参により提出すること。

提出先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 広報・プロモーション局  
広報部 広報企画課

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎43階

- ① 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること。）  
※共同企業体にて参加する場合は、全ての構成員が提出すること。
- ② 法人登記簿謄本（1部）（発行日から3カ月以内のもの）  
※共同企業体にて参加する場合は、全ての構成員が提出すること。
- ③ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）  
※共同企業体にて参加する場合は、全ての構成員が提出すること。  
ア 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書  
イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ④ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）  
※共同企業体にて参加する場合は、全ての構成員が提出すること。  
ア 貸借対照表  
イ 損益計算書  
ウ 株主資本等変動計算書
- ⑤ 使用印鑑届（様式9：原本1部）  
※共同企業体にて参加する場合は、代表構成員のみ提出すること。
- ⑥ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式10：原本1部）

※共同企業体にて参加する場合は、全ての構成員が提出すること。

⑦ 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 11：原本 1 部）

※共同企業体にて参加する場合は、全ての構成員が提出すること。

※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから 2 営業日後の 17 時まで提出すること。

(6) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、協会は応募書類を本業務に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(7) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(8) その他

① 応募は 1 者 1 提案とする。（共同事業体構成員として参加する場合を含む）

② 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ A4 ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R 等）に格納した PDF ファイルでも提出すること。

③ 企画提案書には表紙のページを挿入し、提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。  
<記入例>「2025 年日本国際博覧会 開幕に向けた広報支援業務」提案書 株式会社〇〇（法人名）

④ 書類提出後の差し替えは認めない。（当協会が補正等を求める場合を除く。）

⑤ 応募書類に虚偽の記載をした事業者は本公募への参加資格を失うものとする。

7. 説明会

実施しない

8. 質問の受付

(1) 受付期間

2025 年 1 月 23 日（木）から 2025 年 2 月 5 日（水）17 時まで

(2) 提出方法

電子メール（送信先：media@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※件名に「【質問】2025 年日本国際博覧会 開幕に向けた広報支援業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 12）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAX による質問は受け付けない。

(3) 質問の回答

質問への回答は、2 月 6 日（木）に上記「6. 応募の手続き（2）」にて仕様書等を申し込み、提供を受けた事業者に対してメール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【「2025 年日本国際博覧会 開幕に向けた広報支援業務」の企画提案公募について】に掲載する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

## 9. 審査の方法

### (1) 審査方法

- ① (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。
- ② 審査は、書類審査により行う（プレゼンテーション審査は行わない）。
- ③ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下（各選定委員の平均点）の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ④ 協会は、最優秀提案事業者を特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

### (2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
本業務の目的及び内容の理解度	本業務の目的、主旨を十分に理解し、具体的かつ実現性が高い提案となっているか。	10点
危機管理広報体制の計画立案および研修の実施	危機管理広報体制の計画立案および研修の実施にあたり、以下の項目について十分検討した実施計画を提案できているか。 ・国際イベントにおけるクライシスを想定した内容となっているか。 ・広報経験年数3年以下の者を想定した内容となっているか。 ・実務につながるマニュアル、ロールプレイング研修となっているか。	15点
メディアトレーニングの計画立案および実施	メディアトレーニングの計画立案および実施にあたり、以下の項目について十分検討した実施計画を提案できているか。 ・協会幹部2名のスポークスパーソンを意識した内容となっているか。 ・協会幹部のメディア会見の場面（実績）を想定した内容となっているか ・効果が十分に期待できるトレーニングメニューとなっているか。	15点
メディアキットの企画提案および実施	メディアキットの企画提案および実施あたり、以下の項目について十分検討した実施計画を提案できているか。 ・大阪・関西万博の理念、コンセプトの理解促進につながる内容となっているか。	20点

審査項目	審査内容	配点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メディアとの良好な関係の構築につながる提案となっているか</li> <li>・効果が十分に期待できるトレーニングメニューとなっているか。</li> </ul>	
過去の実績	過去に本業務又はそれに類する業務実績を有しているか。	10点
価格点	価格点の算定式 満点（30点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	30点
合計		100点

### (3) 審査結果

- ① 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。
- ② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を当協会ホームページ【「2025年日本国際博覧会 開幕に向けた広報支援業務」の企画提案公募について】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

ア 最優秀提案事業者（名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・評価点・提案金額）

イ 全提案事業者の名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名） ※50音順

ウ 全提案事業者の評価点

※得点順（応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。）

エ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント

オ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の提案事業者と応募した提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 提案事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募した提案内容を意図的に開示すること。
- ④ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 10. 契約手続きについて

契約交渉の相手方に選定された事業者と協会との間で、協議を行い、契約を締結する。

- (1) 協会は、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス

「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約候補者に対し、協会から案内する。

- (2) 契約締結にあたっては、契約交渉の相手方に選定された者と当協会との間で協議を行い、協会指定のひな形を用い契約を締結する。なお、当協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、当協会から案内する。
- (3) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。その際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (4) 契約金額の支払いについては、成果物の納品が完了次第、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。
- (5) 契約締結に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (6) 契約締結に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 10）を提出すること。
- (7) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (8) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約候補者としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (9) 契約候補者は、契約の締結と同時に、各契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (10) (9)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
  - ① 契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ② 契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - ③ 契約候補者が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - ④ 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - ⑥ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
  - ⑦ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約



を履行しないおそれがないと認められるとき。

- ⑧ 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## 11. 持続可能性の確保

- (1) 契約候補者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約候補者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。  
([https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/sustainable\\_code\\_3rd\\_20240517.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/sustainable_code_3rd_20240517.pdf))
- (3) 契約候補者は、協会がサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約候補者は、協会が調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約候補者が協力を支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 協会が契約候補者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約候補者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

## 12. その他

- ・提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治四十年法律第四十五号）等を遵守すること。
- ・本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。
- ・大阪・関西万博のマスターライセンスに関する知見を有すること。